

金融商品取引法等の一部改正等に伴う、協会規則等の一部改正に対する  
パブリック・コメントの結果について

(社)投資信託協会

No	ご意見	当協会の考え方
投資信託等の運用に関する規則(第2条第3項)		
1	「～外国投資信託の受益証券をいう。振替投資信託～」は、5行目の表現にあわせ「～外国投資信託の受益証券をいい、振替投資口～」か、逆に5行目を2行目に合わせ修正する。	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。
2	「振替投資口を含む。)」を「振替投資口を含む。以下同じ。)に修正する。	当該規定以降「振替投資口を含む。」を準用する規定がないことから、ご意見のような修正は適当でないと思われます。
3	5行目の「投資信託(当該投資信託委託業者)」を「投資信託(当該投資信託の委託者)」に修正する。	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。
4	最終行の「投資信託証券」を「受益証券」に修正する。親投資信託は「投資信託」であるため、投資証券を含む投資信託証券よりも受益証券を使用すべきと考えます。	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。
投資信託等の運用に関する規則(第12条第1項第1号)		
5	2行目の「外国投資信託受益証券」を「外国投資信託の受益証券」に修正する。	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。
投資信託等の運用に関する規則(第12条第1項第3号)		
6	「証券投資信託以外の投資信託」を「証券投資信託等以外の投資信託」に、「証券投資法人以外の投資法人」を「証券投資法人等以外の投資法人」に修正する。 また、第30条には「証券投資法人等以外の投資法人」が定義付けられていませんので、「第30条に規定する証券投資法人以外の投資法人」を「有価証券及び不動産以外の資産を主たる投資対象とする投資法人」に又は第30条中の「有価証券及び不動産以外の資産を主たる	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。

No	ご意見	当協会の考え方
	投資対象とする投資法人」を「有価証券及び不動産以外の資産を主たる投資対象とする投資法人(以下「証券投資法人等以外の投資法人」という。以下本条において同じ。)」に修正する。	
投資信託等の運用に関する規則(第12条第2項)		
7	「当該投資信託財産」を「当該投資信託証券に係る投資信託財産」に修正する。	当該規定は、投資信託財産が組入れる投資信託証券の組入比率を制限するための規定であり、「当該投資信託証券に係る投資信託財産」とする修正は適当でないと思われます。
8	5%超の保有制限を撤廃すると、FoFsでないファンドでは上場投資信託(REIT,ETF)を合計で何%まで組入れることが可能か。主たる投資対象として過半を組入れなければ良いか。	投資信託等の運用に関する規則に関する細則第3条の2に掲げる投資信託証券については組入れ制限の対象外としており、5%超の組入れが可能であり、上限は特に設けておりません。
投資信託等の運用に関する規則(第17条)		
9	第6行目の「運用を行なってはならない。」を「運用の指図を行なってはならない。」に修正する。	当該規定は、金融商品取引法におけるデリバティブ取引等に係る投資制限を協会規則においても明確にするためのものであり、規定の仕方についても金融商品取引法との平仄をとっております。
「役職員等が自己の計算で行う株式等の取引」に関する社内規定作成に関する規則( . 1 .( 2 ) 対象となる取引)		
10	<p>ストック・オプション等が社債等には含まれず、自己取引の対象外であると読めるが、</p> <p>付与されている権利そのものについて社債等を含めないと言う意味であるならば、将来行使する際に対象取引にならないということになるが、行使に際し時期や価格に全く選択権が無いわけではなく、行使し株を取得する行為が利益相反・不公正取引の対象とはなり得ないとは言えないのではないか。</p> <p>「権利の付与(従業員からは権利取得)」自体は、従業員の立場から言えば受動的な取得であり、付与される場合は</p>	<p>ストック・オプション等、会社からの報酬・賞与等として付与されるものについては、「対象となる取引」から除外しております。なお、会社から報酬・賞与等として付与されるストック・オプション等について一律に規制することについては慎重な検討が必要であると思われます。</p>

No	ご意見	当協会の考え方
	<p>「対象となる取引」に含めないという意味か。そうであれば、記述は「売買（ストック・オプション等、会社から報酬・賞与等として付与される場合を除く。）とすべきではないか。</p>	
<p>「役職員等が自己の計算で行う株式等の取引」に関する社内規定作成に関する規則（ ． 3 ． ( 2 ) 審査・確認 ）</p>		
11	<p>本規則は、承認申請・審査確認・事前承認（承認を得るためには審査が必要）、報告・事後確認という手続を要求しているが、（例えば、遺産相続により取得するもの及びその後の処分を余儀なくされるもの等）との部分の記述によれば、相続・贈与分について申請に基づいて承認を行う際は、審査・確認が不要となっている。次の「( 3 ) 報告及び事後確認」には記述が無く、相続・贈与の際にどのような手続が要求されているのかが不明確に思われる。ストック・オプションと同様に、本人の意志に基づくものではないことから、「1 ． ( 2 ) 対象となる取引」で定めるべきではないか。</p>	<p>ご指摘の遺産相続により取得するものについては、事前承認を必要とし、その承認にあたっての審査については不要としておりますが、「( 3 ) 報告及び事後確認」の手続きについては必要です。</p>
<p>「役職員等が自己の計算で行う株式等の取引」に関する社内規定作成に関する規則（ ． 4 ． 保有期間の制限 ）</p>		
12	<p>ただし書きの括弧内は、「例えば、申請者又は申請者と生計を一にする親族が・・・」とすべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。</p>

\* その他ご指摘頂いた箇所について、適宜、字句修正を行っております。貴重なご意見を頂きありがとうございました。